

和歌山県農家民泊施設等認定要綱

(趣旨)

第1条 農林漁業体験を通じて都市と農村の交流を促進するとともに、農林漁家の所得向上及び農山漁村地域の活性化を目的として、農林漁業者が副業として自らの住宅を活用して実施する農林漁業体験宿泊施設（以下「農家民泊施設等」という。）を促進するため、農家民泊施設等を認定するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において農家民泊施設等とは、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第23号）」第2条で規定する農村滞在型余暇活動及び山村・漁村滞在型余暇活動に必要な宿泊施設であって、県内に住所を有し、別表に定める農林漁業者及びその世帯員、又は農林漁業者で構成する組織等が運営する宿泊定員が5名以下の小規模な宿泊施設をいう。

(認定の申請)

第3条 農家民泊施設等の営業を行おうとする者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）に係る許可を受ける前に、和歌山県農家民泊施設等認定申請書（別紙第1号様式）を農林水産部長に提出し認定を受けることができるものとする。

(認定等)

第4条 農林水産部長は、前条に定める申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、第2条に定める農家民泊施設等に該当すると認めるときは、申請者に対し和歌山県農家民泊施設等認定書（別紙第2号様式）（以下「認定書」という。）を交付するものとする。

2 前項の認定を受けた者は、農家民泊施設等の所在地を管轄する保健所長（所在地が和歌山市内である場合は、和歌山市保健所長）に旅館業法及び食品衛生法に係る許可の申請をする際に、認定書の写しを提出するものとする。

(認定事項の変更)

第5条 認定を受けた農家民泊施設等において、認定書の記載内容に変更が生じるときは、別紙第4号様式による届出書をその変更内容が分かる書類と共に速やかに農林水産部長に届け出なければならない。

(認定の廃止)

第6条 認定を受けた者は、農家民泊施設等の営業を廃止するときは、別紙第5号様式による届出書に交付された認定書を添えて速やかに農林水産部長に届け出なければならない。

(認定の取消)

第7条 認定を受けた農家民泊施設等において申請の内容が大幅に変更され、当該認定に係る要件を満たさなくなったとき又は第8条に規定する遵守事項が守られていないことが確認されたときは、農林水産部長は認定を取り消すことができるものとする。

2 農林水産部長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該農家民泊施設等の所在地を管轄する保健所長に、その旨を速やかに通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 第4条で認定を受けた者が遵守すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農山漁村滞在型余暇活動に使用する施設の適切な管理その他事故防止のために必要な措置を講じること。
- (2) 農山漁村滞在型余暇活動の役務を提供するために必要な人員を適切に配置すること。
- (3) 事故発生時やその他緊急時における迅速な対応のための体制を整備すること。
- (4) 農山漁村滞在型余暇活動として提供しようとする役務の内容及び料金を利用者に明示すること。
- (5) 農林水産物の加工及び調理体験を提供する場合、地域の農林水産物の積極的な活用を図ること。
- (6) 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合における損害をてん補する保険契約又は共済契約（以下「保険契約等」という。）を締結していること。ただし、保険契約等を締結することが適当でない場合であって、利用者が保険契約等の締結の申込みをするために必要な書類を宿泊施設に備え付けているときは、この限りではない。
- (7) 利用者から苦情があったときは迅速かつ適切に対応すること。
- (8) 宿泊日時、利用者の員数及び農家民泊施設等が、当該利用者に余暇活動として提供した役務内容を記載した宿泊者数整理簿（別紙第3号様式）を策定するとともに、認定を受けた年から5年間、前年度の宿泊者整理簿の写しを翌年の4月末日までに農林水産部長に提出すること。
- (9) 認定を受けた農家民泊施設等は、各種法令を遵守するとともに県及び市町村の指導に従うこと。

(指導)

第9条 農林水産部長は、農家民泊施設等の運営が安全かつ適正に行われるよう、当該施設が所在する市町村及び環境生活部等の関係機関と連携して、適切な指導を行うものとする。

(申請書類の経由)

第10条 この要綱に基づき農林水産部長に提出する書類は、農家民泊施設等が所在する市町村長並びに振興局長を経由して提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

農林漁業者とは、下記に定める農業者、林業者、漁業者とする。

- ・農業者とは、経営耕地面積（借地面積を含む）が10a以上の農業を営む者、又は、経営耕地面積が1a以上で過去1年間の農畜産物及び特用林産物の販売金額が15万円以上あった者をいう。（経営耕地面積1a以上の要件については、畜産農家・特用林産物を耕種している農業者を除く）
- ・林業者とは、保有山林面積1ha以上の者をいう。
- ・漁業者とは、水産業協同組合法に定める漁業協同組合等の正組合員又は準組合員の資格を有する者、又は、水産物を水揚げし、販売することを業とする者。